

令和4年12月13日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和4年12月13日
開会 13時00分 閉会 13時36分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 若山和幸 副委員長 野原恵子
委員 石川康弘 谷口和弥 芳滝 仁 小川純文
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
企画総務部長 山端広和 総務課長 佐藤勝博
情報管理係長 宮下年功
- 5 傍聴者 中橋友子 小島智恵
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 7 審査事件および審査結果

[1] 付託された陳情の審査について 別紙のとおり

- (1) 議案第99号 幕別町個人情報保護に関する法律施行条例
- (2) 議案第100号 幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 議案第101号 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第102号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第103号 幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第104号 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第105号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第106号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 議案第107号 幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第108号 幕別町職員の降給に関する条例

(11) 議案第109号 幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例

[2] その他

総務文教常任委員会委員長 若山和幸

◇審査内容

(13:00開会)

○委員長（若山和幸） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

事務局から諸般の報告ありますか。

○事務局長（萬谷司） ありません。

○委員長（若山和幸） それでは、議題に入りたいと思います。

はじめに、議題の1 付託された議案の審査を行います。

審査の進め方であり、本日、新たに総務文教常任委員会に付託された、(1)議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例及び(2) 議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例を一括して説明をいただき、質疑を行ったのち説明員に退席していただき、その後、議案について、討論、採決を行いたいと思います。

なお、(3)議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例から(11)議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例までの9議件については、11月30日の常任委員会において、説明、質疑を終了しております。

それでは、議案第99号及び議案第100号について、一括して提出者の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例について、一括して、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1 ページ、議案説明資料の1 ページをお開きください。

議案説明資料の1 ページをご覧ください。

1、制定趣旨であります。

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

改正後の個人情報の保護に関する法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、条例で開示請求等に係る手数料について定めるほか、法に定めている事項に加えて独自の保護措置を定めることができることとされたところであります。

2、法改正に伴う対応についてであります。

このことから、本町におきましても、現行の幕別町個人情報保護条例を廃止して、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定し、加えて、情報公開請求等の審査事務を担う附属機関の設置を内容とする、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めようとするものであります。

議案説明資料の2 ページになります。

3、改正個人情報保護法の概要についてであります。

改正概要につきましては、①から④に記載のとおりであります。

主な改正点は、国、民間など対象ごとに制定されていた3本の法律を1本に統合するとともに、条例で定めていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定するというものであります。

下の図をご覧ください。

左側が見直し前、右側が見直し後になります。

図の対象と法令の項目をご覧ください。

見直し前、国の行政機関は、その上に記載のとおり、行政機関個人情報保護法で、独立行政法人等は、独立行政法人等個人情報保護法で、民間事業者は、個人情報保護法で、地方公共団体等は、個人情報保護条例で、それぞれ適用する法令が異なっておりました。

見直し後は、改正後の個人情報保護法の下、国・民間・地方で規律が統一されることとなります。

議案説明資料の3ページをお開きください。

4、幕別町個人情報保護条例と個人情報の保護に関する法律の条文対応表についてであります。

表の左側は廃止する現行の幕別町個人情報保護条例の条文の規定を、右側は、条例の規定に対応する、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定を記載しております。

3ページの中ほどの条例第5条の規定以外の規定は、同法ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律-、いわゆるマイナンバー法に盛り込まれております。

現行条例第5条は、町民の責務として、町民は、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならないと定めているものでありますが、法律では、第3条で基本理念として、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものと規定されております。

5ページをお開きください。

5、新条例で定めることができる事項に対する町の整理方針についてであります。

法律の規定区分ごとにご説明いたします。

1点目が、条例で定める必要がある事項についてであります。

左の列、項目は、改正法の規定、次の列が、現行条例における規定、次が新条例における整理及びその理由を示しております。

項目欄の(1)は法第89条関係で、自己情報開示請求に係る手数料を定める規定であります。

現行条例では、写しの作成費及郵送に係る費用を除き、無料と定めており、新条例においても現行条例と同様に規定するものであります。

(2)は法第119条関係で、提案された行政機関等匿名加工情報利用に係る手数料を定める規定であります。

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにし

た情報を指すものであります。

現行条例では、匿名加工情報に関する制度がなかったため、規定しておりません。

法において、行政機関等匿名加工情報の提案の募集、これは、加工した情報を民間事業者等に提供しその活用を促そうとするためのものであります。当分の間、都道府県及び政令指定都市のみに義務付けられたものであり、地方公共団体においては任意とされております。本町においては、今後、都道府県や政令指定都市の運用事例や近隣自治体の動向等を踏まえ必要性を検討すべきものと考え、新条例には規定しないものとするものであります。

二点目の、必要に応じて条例で定めることができる事項についてであります。

項目の(1)は、法第60条関係で、条例要配慮個人情報と定める規定であります。

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体が保有する個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうものであります。

現行条例では、思想、信条、社会的身分等について要配慮個人情報として定め、その取扱いについて制限しております。

新条例におきましては、現行条例の規定と改正法における要配慮個人情報の範囲に差異がないため規定しないものとするものであります。

(2)は、法第78条関係で、開示手続等における情報公開条例の規定との整合を図る規定についてであります。

現行条例では、幕別町情報公開条例との整合を図りながら、制定しているため、整合が図られております。

新条例においては、幕別町情報公開条例の非公開情報に関する規定と改正法における不開示情報に関する規定に差異がないため規定しないものとするものであります。

(3)は、旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置の規定についてであります。

新条例の附則において、旧条例の廃止前に行われた違反行為の罰則についての経過措置を定めるものであります。

次のページをご覧ください。

三点目は、条例で定めることが妨げられるものではない事項についてであります。

項目の(1)は、法第75条関係で、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表に関する規定についてであります。

現行条例におきましては、個人情報を取扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、管理することと規定しております。

新条例では、改正法に基づき個人情報ファイル簿の作成及び公表により運用を行うこととするため規定しないものとするものであります。

(2)は、法第83条関係で、改正法に規定される開示の手続、開示の手続の延長、訂正の手続及び利用停止の手続に係る日数の短縮に関する規定についてであります。

現行条例では、開示手続請求を受理した翌日から起算して14日以内に開示等決定することと規定しております。

改正法では、開示請求があった日から30日以内としておりますが、新条例におきましては、現行条例と同様に規定するため15日以内と定めるものであります。

それでは、条例の条文について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は、趣旨規定であります。

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする、と定めるものであります。

第2条は、定義規定であります。

廃止条例において実施機関に含めておりました、議会を除いて定めるものであります。

議会は、国会や裁判所と同様、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、改正法において規律の対象と定めなかったことによるものであります。

第3条は、開示請求に係る手数料等を定めております。

第1項は、法第89条第2項の規定、これは、開示請求に係る手数料の額は条例で定める旨の規定であります。開示請求に係る手数料は、現行と同様に無料とすること、と定めるものであります。

第2項は、法第87条第1項の規定、これは、開示の実施方法として、写しの交付などを定めているものであります。写しの交付の場合には、開示請求者は、別表に定める費用を負担しなければならないと、定めるものであります。

別表は、4ページに記載しておりますが写しの作成及び送付に要する費用は、現行条例と同じ内容で定めております。

第4条は、開示請求の手続を定めております。

開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載する旨を規定しております。

法第77条第1項各号に掲げる事項は、開示請求をする者の氏名及び住所又は居所、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項であります。

第5条は、開示決定等の期限を定めております。

第1項は、開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない旨を規定しております。

2ページになります。

第2項は、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を15日以内に限り延長することができる旨を規定しております。

第6条は、開示決定等の期限の特例を定めております。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から、第5条第2項に規定する延長期間を含めた30日以内にその全てについて開示決定等をするにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例を定めております。

開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、

残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りると定めるものであります。この場合において、開示請求者に対し書面により通知しなければならないと規定しております。通知する内容は、第1号として、この条の規定を適用する旨及びその理由、第2号として、残りの保有個人情報について開示決定等をする期限と定めるものであります。

第7条は、訂正請求及び利用停止請求の手続を定めております。

第1項は、保有個人情報の訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則に定める事項を記載する旨を規定しております。

第2項は、保有個人情報の利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則に定める事項を記載する旨を規定しております。

なお、第1項及び第2項の法律に掲げる事項は、いずれの規定も、請求をする者の氏名及び住所又は居所、請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項、請求の趣旨及び理由の三つであります。

第8条は、審査会への諮問を定めております。

実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例、この後、説明いたしますが、この条例で定める幕別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができると、定めるものであります。

法第3章第3節の施策を講ずる場合とは、法第12条から第14条までに渡って、地方公共団体の施策を定めております。

第12条は、地方公共団体の機関等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保を、第13条は、地方公共団体の区域内の事業者等への必要な支援措置を、第14条は、個人情報の取扱いに関する事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理へのあっせんその他の措置を定めております。

この3条の施策を講ずる場合に必要に応じて、幕別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができると定めるものであります。

第9条は、運用の状況の公表を定めております。

第10条は、委任規定であります。

3ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条は、施行期日を定めております。

この条例は令和5年4月1日から施行すると定めるものであります。

第2条は、幕別町個人情報保護条例の廃止を定めております。

第3条は、幕別町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めております。

以上で、議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例について、ご説明いた

します。

議案書の5ページ、議案説明資料の7ページをお開きください。

議案説明資料の7ページをご覧ください。

幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例の概要であります。

1、制定趣旨であります。

3行目になりますが、ただ今、ご説明いたしました、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、同条例附則において、現行の幕別町個人情報保護条例の廃止を定めております。

廃止によって、当該条例の審査請求に係る幕別町情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る規定がなくなりますことから、新たに幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、規定を整備しようとするものであります。

2、法改正に伴う対応であります。

(1)に記載のとおり、審査請求について調査審議するため、町長の附属機関として審査会を設置するため、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

(2)に記載のとおり、新条例の制定に合わせ、幕別町情報公開条例のうち審査会の設置に関する規定を削除するものであります。

8ページをご覧ください。

新旧対照表のとおり、本条例の制定附則において、幕別町情報公開条例の第18条を削除するものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

第1条は、設置規定であります。

地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠を定めております、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定と、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くための審議会等の設置根拠を定めております同法第129条の規定に基づき、町長の附属機関として、幕別町情報公開・個人情報保護審査会を置くものであります。

第2条は、審査会の所掌事務を定めております。

第1号は、開示決定等について、町長から審査請求があった場合に、第2号は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くために諮問があった場合に、調査審議すると定めております。

第3号と第4号は、本日、可決されました幕別町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく調査審議事項であります。

第3号は、幕別町議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、開示決定等について審査請求があった場合に、第4号は、同じく、議会個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くために諮問があった場合に、調査審議すると定めております。

第3条は、組織等を定めております。

審査会の組織及び委員の資格、任免方法、任期、職務上の義務等について規定しており

ます。

第4条は、会長を、第5条は、委任規定を、第6条は、罰則を、定めております。
附則についてであります。

第1条は、この条例は令和5年4月1日から施行すると定めております。

第2条は、幕別町情報公開条例の一部改正であります。

本条例の制定に伴い、審査会の設置を定めている幕別町情報公開条例第18条を削除する
ものであります。

第3条は、幕別町情報公開条例の改正に伴う経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑をいただきます。

質疑のある方は、挙手を願います。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 個人情報保護法ですけれど、改定に至っては、各自治体、いろん
な機関の2,000個問題があるといわれております。今、説明を受けたのですが、見直し後
の2ページの資料を見ると、様々な行政機関が一本化されているのが一覧でわかるのです
けれど、情報が民間に漏れやすいことも考えられるのではないかとという情報もありまして、
やはり、一度情報が漏れますと、図を見ただけでも多くの情報が漏れてしまうのではない
かという危惧も感じます。幕別におきましてもこの情報がしっかりと漏れない対策、セキ
ュリティの管理をしていくことが、これから大事ではないかと思っております。そ
の点について、お聞きしたいと思えます。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今回の改正の趣旨にもありますけれど、新たな情報の流通と併せ
て個人の権利利益を保護することを法律の目的としております。これにつきましては、従
前、町で定めております条例の目的とも合致するところがございます。情報の有効な活用
と併せて、それ以上に、個人の権利利益保護するということを最大の趣旨においた中での
改正でございますので、これらにつきましては、情報の保護というところを最大限に留意
した中で、今後もしっかりとまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） ないようですので議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律
施行条例及び議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例に対する質疑は、
以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例について、各委員のご意見をお伺いします。意見のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○委員長（若山和幸） ないようですので、次に討論に入りたいと思います。

本議案について 討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（若山和幸） ないようですので、次に討論を省略し、これより採決を行います。

議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり「可決」されました。

次にお諮りいたします、議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例は、原案のとおり「可決」されました。

なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（若山和幸） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、継続して審査をしております 議案第 101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例」から 議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例の 9 議件について、一括して各委員のご意見をお伺いします。

意見のある方は挙手をお願いします。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 説明は受けたのですが、定年延長につきましては、まだ職員に説明をされていないということでしたので、職員にとってはこれからの働き方について大きな問題だと思いますので、しっかりと説明を行っていくことが必要でないかと思います。また、定年延長によりまして、働き方も変わってくると思いますので、働き方の体制も行っていくことを付け加えておきたいと思います。

○委員長（若山和幸） ほかにありませんか。

意見がないようですので、討論に入りたいと思います。

本条例の制定について、討論はありますか。

(なしの声あり)

- 委員長（若山和幸） 意見がないようですので、これで討論を終わりたいと思います。
これより採決を行います。
議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第101号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。
次にお諮りいたします、議案第102号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第102号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。
次にお諮りいたします、議案第103号、幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第103号、幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。
次にお諮りいたします、議案第104号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第104号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。
次にお諮りいたします、議案第105号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第105号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。
次にお諮りいたします、議案第106号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第106号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。

次にお諮りいたします、議案第107号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり「可決」されました。

次にお諮りいたします、議案第108号、幕別町職員の降給に関する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号、幕別町職員の降給に関する条例は、原案のとおり「可決」されました。

次にお諮りいたします、議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号、幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり「可決」されました。

以上で付託された議案の審査が終わりました。

なお、議長あてに提出する委員会の報告書につきましては、正副委員長に一任をいただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(審査終了13:34)